

受験生各位

明治大学専門職大学院
会計専門職研究科

留学ビザ（査証）取得について（注意）

留学ビザ（査証）取得について、以下のことに注意してください。

特に、日本国に在留する在留資格を有していない場合は、交付審査に長期間を要しますので、合格後、速やかに手続きを行ってください。

日本国に在留する在留資格を有している場合

ア「留学」ビザを有している者

在留期限が入学前に満了する場合は、在留期間更新許可申請をしてください。申請は、在留期限の3カ月前から可能です。

また、「留学」ビザを有する全ての学生は、所属する学校が変わってから14日以内に、出入国在留管理局へ「所属（活動）機関に関する届出」を提出する必要があります。

イ「留学」以外のビザで日本に滞在していて、「留学」ビザ取得を希望する者

在留資格変更許可申請をしてください。

入学手続き時に、専門職大学院事務室より「入学許可証」を発行します。この証明書等を使用し、日本国内で「留学」ビザに変更してください。

ただし、「短期滞在」ビザで日本に入国している者は、原則として日本国内で「留学」ビザへの変更が認められていないので、日本国外で「留学」ビザを取得しなければならない場合があります。

詳細は、国際教育事務室からの案内を確認してください。

日本国に在留する在留資格を有していない場合

在留資格認定証明書（COE）の申請をしてください。入学予定者については、明治大学が COE の代理申請を行っています。

詳細は、国際教育事務室からの案内を確認してください。

- * ビザ取得のための審査は法務省が行うため、不許可となった場合、大学は責任を負うことはできません。また、ビザ取得を理由として来日が遅れた場合でも、授業等の特別措置はありません。**
- * 交付審査には長期間を要します。一般入試（秋季）を受験して合格した場合、授業開始までに COE 及び来日のためのビザを取得できない可能性があります。合格後、速やかに手続きを行ってください。**
- * 留学生を対象とする各種奨学金の多くは、在留資格「留学」の者を対象としています。**

以 上